

# 横浜市老人福祉センター運営要綱

制定：昭和 57 年 12 月 1 日

最近改定：平成 22 年 4 月 1 日 健高健第 58 号（局長決裁）

老人福祉センター（以下「センター」という。）の運営については、横浜市老人福祉施設条例及び同施行規則に定める他は、この要綱の定めるところとする。

## 1 目的

老人福祉センターは、地域の高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、健康相談や生活相談など各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供を通じて高齢者の社会活動を支援するものとする。

## 2 利用できる者

- (1) 市内に居住する 60 歳以上の者及び付添者
- (2) 市内に居住する者の父母又は祖父母で 60 歳以上のもの
- (3) その他センターの長が認める者

## 3 利用手続

- (1) 利用者は老人福祉センター利用証（第 1 号様式）、敬老特別乗車証又は濱ともカード（以下「利用証等」という。）のいずれかを、センターの職員（以下「職員」という。）に提示するものとする。ただし、利用証等を携帯していない者は、老人福祉センター利用票（第 2 号様式）に必要事項を記入するものとする。
- (2) センターの長は、利用資格があり希望する者に対し老人福祉センター利用証（第 1 号様式）を発行するものとする。
- (3) 利用者は、団体で各部屋を専用利用する場合は、事前に横浜市老人福祉センター施設利用申込書及び利用承諾書（第 3 号様式）により申し込み、承諾を受けるものとする。
- (4) センターの長は、前項の専用利用について、利用申込みの受付方法、利用人員、専用利用回数、利用方法について、基準を定めることができるものとする。

## 4 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、センターの利用について職員の指示に従うものとする。
- (2) 利用者は、利用が終わったとき、貸与品を取り揃えて、職員に返納するものとする。
- (3) 利用者の入浴の注意
  - ア 伝染病の疾患のある者は入浴しないこと。
  - イ 浴そうに入るまえに身体をよく洗うこと。
  - ウ 浴そう内で手ぬぐい、タオル等を使用しないこと。
  - エ 浴室内で洗たくをしないこと。
  - オ 浴室内で放尿しないこと。
  - カ その他公衆衛生に害を及ぼし、他人に迷惑となるような行為をしないこと。

5 センターの長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかねばならない。

- (1) 管理関係
  - ア 職員の勤務（勤務状況、給与等）に関する記録簿
  - イ 管理（事業）日誌
  - ウ 年間の事業計画及び事業実施状況
  - エ 運営に関する会議の記録
  - オ 財産管理記録簿
  - カ 関係官公署に対する報告書等綴
  - キ 防火管理に関する書類
- (2) 会計経理関係
  - ア 予算及び決算に関する書類
  - イ 物品の出納に関する帳簿
  - ウ 支出に関する帳簿
  - エ 証拠書類
  - オ その他必要な書類

6 報告

- (1) センターの長は、利用状況報告書（第4号様式）により毎月分を翌月の10日までに健康福祉局高齢健康福祉課長に報告するものとする。
- (2) センターの長は、趣味の教室実績報告書（第5号様式）により前期分及び後期分をそれぞれ終了月の翌月の20日までに健康福祉局高齢健康福祉課長に

報告するものとする。

附則

この要綱は昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の横浜市老人福祉センター運営要綱の規定により発行されている第 1 号様式は、使用することができる。

附則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この要項は平成22年4月1日から施行する。